

帯広市国民保護計画 新旧対照表（平成31年2月）

添付資料

掲載頁	旧	新	備考
23 頁	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>2 訓練</p> <p>(1) 市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、道警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	道の計画変更 に合わせるもの
26 頁	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、道が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど道に協力する。 (省略)</p>	<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>市は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど道に協力する。 (省略)</p>	
50～ 51 頁	<p>4 事態想定ごとの避難の留意点</p> <p>(省略)</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) (省略)</p>	<p>4 事態想定ごとの避難の留意点</p> <p>(省略)</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>①～② (省略)</p> <p>(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ) (省略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	

71 頁	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 廃棄物処理の特例 (省略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (省略)</p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) 廃棄物処理の特例 (省略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (省略)</p>	道の計画変更 に合わせるもの
------	--	---	-------------------